

# 「熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の拡大に係る和歌山県景観計画(変更案)」 に対するご意見と県の考え方について

募集期間 平成30年 3月 1日 (木) ~ 3月22日 (木)

募集結果 2件 (3項目)

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>特定景観形成地域の拡大区域について、那智勝浦町域では、大辺路の全区域を対象としているのに対し、串本町域では和深から田並となっている。 串本町内の有田・二色・鬮野川までも追加してほしい。</p>	<p>和歌山県景観計画では、地域の特性に応じた景観施策を展開するため、先ず県下全域を景観計画区域とし、大規模な建築物や工作物などを対象とする一方、広域的な景観形成を図るべき地域を特定景観形成地域に指定し、より小さな物件も対象とする届出対象行為を規定しています。 特定景観形成地域は、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域として、これまで、世界遺産周辺地域を指定しており、串本町においても、新たに追加された世界遺産周辺を、今回追加しようとするものです。</p>
2	<p>世界遺産は道で繋がっているので、更に串本町内の有田から清水峠までの間も追加してほしい。</p>	<p>また、特定景観形成地域の範囲については、世界遺産区域及び世界遺産を結ぶ歩行者動線からの可視領域を基本として、尾根筋、谷筋、河川、海岸などの地形的な要因で明確に設定できる境界、行政界などを考慮して設定しています。</p>
3	<p>大辺路周辺にある太陽光発電設備の大部分は50kw未満であり、届出対象面積以下となるケースが多々あるため、歩行者動線沿道における届出対象面積を『500㎡超』から『200㎡超』に変更してほしい。</p>	<p>なお、届出対象行為については、当該行為が周辺景観に与える影響、制限に伴い生じる損失とのバランス、行為者に対する負担等を考慮し定めているところです。</p>